

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税6)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設(拡充)延長】 【(単独)主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 -
		《要望の内容》 個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、以下のとおりの措置を講じる。なお、いずれも国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。  ① 個人が重要文化財（動産又は建造物）を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税  ② 個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2000万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入  ※本評価は、②法人税についての事前評価。
		《関係条項》 租税特別措置法 第34条第2項第4号、第40条の2第1項、第65条の3第1項第4号
5	担当部局	文化庁伝統文化課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年度8月 分析対象期間:5年間
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設 昭和50年度 土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ 平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充 平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)に売り渡した場合へ

		の拡充
8	適用又は延長期間	恒久措置要望
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          法人が重要文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》          ○文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（抄）          第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。          ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）          iii）文化芸術資源を活用した経済活性化          ② 文化芸術資源を核とした地域活性化          ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。          ○文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）（平成 29 年 12 月 8 日 文化審議会）          文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。…その具体的な施策推進の基盤として、文化財に関するマスタープランの策定・推進を制度化することが必要である。また、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。</p> <p>エ. 民間の推進主体となる団体の位置付け          (イ) 団体の業務内容と市町村への業務報告等          団体の業務内容は、地域計画に記載された文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の計画に応じて異なるものであるが、所有者等からの文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得した上での管理、調査研究の実施などが想定される。</p> <p>○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 42 号)          (文化財保存活用支援団体の指定)          第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。          2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。          3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする</p>

		<p>するときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(支援団体の業務)</p> <p>第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。</p> <p>二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。</p> <p>四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現</p> <p>施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実</p>	
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>所有者から文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡の促進を図ることにより、その散逸・滅失を防ぐとともに、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の確実な実行が期待でき、文化財を核とした地域活性化に資する。</p>	
10	有効性等	① 適用数	2020 年度までの見込み:約 2 件
		② 適用額	33 百万円
		③ 減収額	国税 : 8 百万円、地方税 : 5 百万円
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られているところ。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>今回の要望は、文化財の所有者から文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブを与えるものであり、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用が期待されることから妥当な措置である。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例により、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用が図られるほか、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進や、文化財を核とした地域活性化への貢献が期待されるため。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に定められた重点地区における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人又は法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、当該個人又は法人の譲渡所得の特別控除が措置されていることに鑑みても、税制上の所要の措置を講ずることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成30年度から先行して実施しているところ。</p> <p>本要望措置と合わせて実施することにより、法人が所有する文化財の譲渡と、譲渡された文化財に係る地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用の一層の促進が期待される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 10 月 (H25 文科)	